

印西教学第176号  
印西教指第271号  
令和5年5月2日

保護者 様

印西市教育委員会学務課長  
印西市教育委員会指導課長

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る  
対応の基本的な取扱いについて

令和5年4月28日付けで千葉県教育委員会から、令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取扱いについて通知がありました。この通知は、同日付けの文部科学省初等中等教育局長からの「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」と、県の対策本部会議での決定を踏まえて、県立学校での5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取扱いを示したものです。

これを踏まえ、市内小中学校における5月8日以降の対応について、下記のとおりといたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応の考え方について

新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とします。

なお、次の点について特に留意します。

- ・ご家庭との連携に基づく登校後の出席確認や日常の健康観察等により、児童生徒の健康管理を適切に実施する。(新型コロナウイルス感染症への感染確認を目的とした登校前の健康観察は行わない)
- ・学校環境衛生基準に基づき、適切な換気を確保する。
- ・随時、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行う。
- ・学校給食法や学習指導要領を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策としての黙食は行わない。
- ・学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにするとともに、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い場合においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すことを指導する。

## 2 児童生徒が感染した場合の対応について

- (1) 児童生徒が感染した場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。
- (2) 学校保健安全法施行規則に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。(無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします)
- (3) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (4) 児童生徒等の感染状況により、感染拡大防止のための臨時休業(全校、学年、学級)を行う場合があります。臨時休業の実施に当たっては、感染者数や体調不良者数、活動の状況、教室環境等を踏まえて、その都度、臨時休業が必要な範囲や期間を判断し決定します。連絡メール等での急なお知らせとなる場合がありますが、ご理解をお願いします。